

特定非営利活動法人

第 三 者 評 価 機 構
定 款

〒870-0854

大分県大分市大字羽屋21番1

これは当法人の定款である。

特定非営利活動法人 第三者評価機構

理事長 伊東 稔 印



特定非営利活動法人

第三者評価機構

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 第三者評価機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、大分県大分市大字羽屋2 1 番1に置く。

第2章 目的及び事業

第3条

(目 的)

この法人は、福祉サービス事業者に客観的・専門的な評価を受けてもらうことで自らが抱える問題を具体的に把握し、自らの事業所の質の向上へ向けて取り組むための支援をする。

さらに評価結果の公表により利用者が地域社会において優れた福祉サービスを受けられるよう、そのニーズに適した事業所を選択するために有効な情報を提供、もって福祉の増進を図ることを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前掲の目的を達成する為に、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、次の特定非営利活動にかかわる事業を行う。

- (1) 介護サービス事業の第三者評価に関する調査事業
- (2) 介護サービス情報の公表制度に関する調査事業
- (3) 両事業に関する普及、研修、育成事業
- (4) その他上記各号に付帯する全ての業務

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし正会員をもって特定非営利活動促進法

(以下法という)上の社員とする。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 2 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の維持発展を支援する為に入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 会員として、入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 退会届の提出をしたとき。
- 2 本人が死亡し、又は、会員である団体が消滅したとき。
- 3 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- 4 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 この定款などに違反したとき。
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条 削 除

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 5人以上10人以内
- (2) 監 事 1人

2 理事の内、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員の内には、それぞれ役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれる事になってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねる事が出来ない。

(職 務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長、専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務の執行状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をする為必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を求めること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠の為、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者の、又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事の内、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任する事ができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えねばならない。

- (1) 心身の故障の為、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号、及び第2号の規定による請求があった時には、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

(議 決)

第28条 総会に於ける議決事項は、第25条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決する処による。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむをえない理由の為総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わる事が出来ない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者が
ある場合にあつては、その数を付記する事）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(議決)

第36条 理事会に於ける議決事項は、第34条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由の為理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事は出来ない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記する事。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立し

ないときは、理事長は、理事会に議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第44条 削 除

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限り)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定款に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第50条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能。
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、財団法人又は社団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、「おおいたNPO情報バンクおんぼ」に掲載して行う。

第10章 雑則

(細 則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	伊東 稔
副理事長	岡本 依大
専務理事	井上 清三
理事	今村 友子

理事	井上 里美
理事	渡邊 嘉代
理事	伊東 賢治
理事	加来 二雄
理事	塩月 義仁
理事	田中 努

監事 石橋 宣子

- 3 設立当初の役員の任期は、16条第1項の規定に係わらず成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	1,000円
	年会費	1,000円

(2) 賛助会員	入会金	1,000円
	年会費	一口：10,000円

附 則

1. 平成24年4月1日付けの法改正に伴う定款変更を行う。
2. この変更後の定款は、
大分県知事の認証があった平成25年7月31日から施行する。

附 則

- 1、平成28年5月31日付 定款 第13条 役員の定数を下記の通り変更する。

理事 5人以上10人以内

監事 1人

附 則

この定款は 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二八年六月七日法律第七〇号）の交付の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。